

車検切れ消防団積載車の運行について

1 概要及び経過

消防団員が、自動車検査証（車検）の有効期限が満了した消防団積載車を運行していたものです。

令和6（2024）年2月29日、消防総務課が積載車管理表の車検完了の入力がないことに気付き、担当消防団員に車検実施の有無を確認したところ、車検切れであることが判明しました。

2 該当車両（1台）

- (1) 車種：排気量2,660cc 普通車、消防車
- (2) 車検満了日：令和6（2024）年1月23日

3 該当車両の運行状況

月 日	時 間	運転理由	走行距離	乗車人数
2/1（木）	19：00～19：45	巡回	17.0 k m	2 人
2/8（木）	18：30～19：30	巡回	17.0 k m	2 人
2/15（木）	19：00～20：00	巡回	16.7 k m	2 人
2/22（木）	19：00～20：00	巡回	17.0 k m	2 人
計			67.7 k m	延べ8人

4 再発防止策

消防総務課が一括管理することを原則として、消防団の積載車管理担当者及び整備指定業者と連携し、再発防止の徹底を図ります。また、消防団の積載車管理担当者及び運転者に対し、改めて安全運行について周知いたします。

5 具体的な積載車管理方法の見直し

(1) 従来の管理体制フロー

ア 例年2月上旬の春季分団長会議で車検要領について説明後、年度当初に各分団から積載車管理報告書をご提出いただき、分団各班の積載車管理担当者が車両を管理する。

イ 車検の日程調整は消防団の積載車管理担当者と整備指定業者で行い、車検を実施する。

ウ 車検実施後、整備指定業者が消防総務課へ請求書及び新しい車検証の写しを送付する。

- エ 消防総務課が整備指定業者へ車検代を支払うとともに、積載車管理表（Excel ファイル）に車検完了と入力する。
- (2) 見直し後の管理体制
- ア 上記(1)従来の管理体制フロー（追加）
- ・ 消防総務課が車検等の日程スケジュールを管理し、車検満了日の 1 か月前に消防団の積載車管理担当者へ連絡する。
 - ・ 消防団の積載車管理担当者は、整備指定業者と日程調整を行い、決定した車検日を消防総務課へ報告する。
 - ・ 車検実施後、消防団の積載車管理担当者が消防総務課へ車検完了の報告をする。
- イ 消防総務課の複数職員が積載車の管理に係る事務処理を確認する。
- ウ 整備指定業者が車検案内を郵送できる場合は消防総務課宛とする。
- エ 消防団員が法定点検月を容易に確認できるよう、全積載車の運転席周辺にシールを貼付する。

以 上